

①日本に長く住んでいますか？

- ・在留資格（留学除く）を持って5年以上継続して（そのうち3年以上は就労ビザ）日本に住んでいること。頻繁に日本を離れていないこと。

②日本でも母国でも成人していますか？

- ・日本の成人は20才です。母国での成人年齢は国によって違います。その両方を満たしている必要があります。

③日本で正しく生活していますか？

- ・税金や年金をきちんと納めているか、犯罪歴や重度の違反がないかどうか。

④日本で安定して暮らせる収入がありますか？

- ・日本で生活をしていける資産又は継続的な収入があること。本人だけでなく、扶養家族も含めての判断になります。

⑤母国の国籍をなくしていいですか？

- ・日本では二重国籍が認められていないため、日本国籍を取得した場合には、母国の国籍を失うことになります。

⑥日本の法律を守りますか？

- ・反社会的な人物でないこと。

⑦日本語をうまく使えますか？

- ・日本で暮らす上で必要な日本語能力を身につけていること。

A. 両親が元々日本国民でしたか？

- ・両親が外国籍を取得した後に生まれた子の場合、3年以上日本に住んでいれば、帰化①の要件を満たします。

B. 特別永住者ですか？

- ・特別永住者（日本で生まれた韓国籍・朝鮮籍）のかたは、3年以上日本に住んでいれば、帰化①の要件を満たします。

C. 10年以上日本に住んでいますか？

- ・継続して10年以上日本に住んでいるかたは、そのうち1年以上を就労ビザで在留していれば、帰化①の要件を満たします。

D. 日本国民と結婚していますか？

- ・日本人と結婚した場合、結婚する前から3年以上日本に住んでいる、又は結婚から3年以上経過し、直近1年以上日本に住んでいる場合、帰化①②の要件を満たします。

E. 日本国民の子で、日本に住んでいますか？

- ・両親が先に帰化をした場合、国際結婚で日本国籍を選択しなかった場合など。この場合、帰化①②④の要件を満たします。

F. 日本国民の養子で、縁組のとき未成年でしたか？

- ・親が日本人と結婚し、養子縁組のときに未成年だった場合、1年以上日本に住んでいれば、帰化①②④の要件を満たします。

G. 日本で生まれ、出生の時から無国籍ですか？

- ・日本で生まれて、何らかの理由で無国籍となっているかたが、出生から引き続き3年以上日本に住んでいれば、帰化①②④の要件を満たします。